

固定金利期間経過による金利見直しのご案内

15年固定金利のご契約をいただいている方が、15年間の固定金利期間を終了すると、適用金利が見直されます。

見直し後は、15年固定金利又は35年固定金利のうち、見直し時点で利率の低い方の金利タイプを自動的に適用することとしています。

(それぞれの利率は、繰上返済制限制度を利用しない利率となります。また、それぞれの利率が同一の場合には35年固定金利を適用します。)

自動的に適用される利率ではない金利タイプの選択希望がある場合には、申出期限までに希望する「金利タイプ」のお申出が必要です(※)。

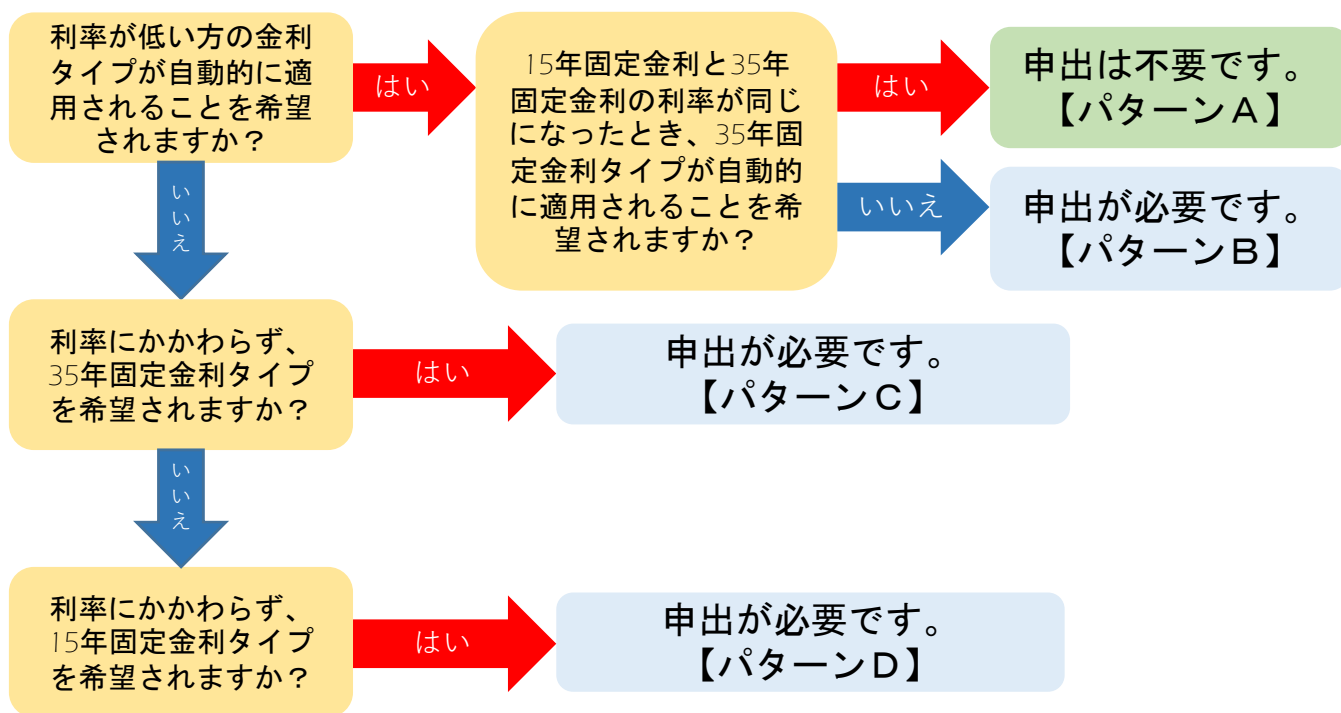
選択できるパターンは、次ページのとおりです。

(※) 固定金利期間終了の6か月前に、お届出いただいているご住所宛て、適用利率の見直し時期が到来する旨のご案内を郵送いたしますので、そのご案内に記載された期限までにお申出ください。



選択可能なパターンについて

以下のフローにより希望する金利タイプ（15年固定金利タイプ又は35年固定金利タイプ）を選択し、希望するパターンをご確認ください。



パターンB～パターンDを希望する旨の申出は、固定金利期間終了の6か月前に、お届けいただいているご住所宛て、適用利率の見直し時期が到来する旨のご案内を郵送いたしますので、そのご案内に記載された期限までにお申出ください。

<ご注意事項>

- ① 申出期限までにお申出がない場合はパターンAが自動的に適用されます。
- ② 金利タイプの選択については、パターンAからDまでの4パターンとなります。それ以外の選択パターンでのお申出については無効とし、パターンAを自動的に適用させていただきます。
- ③ 適用金利の見直しに伴い、毎月の返済額及び総返済額が増減する場合があります。
- ④ 金利タイプの選択による有利・不利は金利見直し時点における金利タイプ選択だけでは確定できません。
将来の金利状況等により変動する可能性があります。金利タイプを選択する場合のリスクについては次ページをご参照ください。
- ⑤ 令和2年3月31日以前に借入の申込みをされたお客さまの金利見直しの取扱いにつきましては、契約書記載の内容にかかわらず、このご案内の取扱いへと変更させていただきます。

【金利タイプを選択する場合のリスクについて】

見直し時点で残返済期間が15年を超えるお客さまの金利選択による有利・不利は、その時点における金利タイプ選択だけでは確定できず、以下の例のように、将来の金利状況等により変動する可能性があります。

※過去の金利推移は上記グラフの他、機構HPの「参考金利の推移表」でも金利推移データを掲載しています。

※機構HP [https:// www.jhf.go.jp/loan/kinri/chintai.html](https://www.jhf.go.jp/loan/kinri/chintai.html)

◆例1 将来の金利上昇リスク

見直し時点の条件を、15年固定金利：1.5%、35年固定金利：1.8%、残返済期間：20年と仮定し、今回利率の低い方の15年固定金利を適用した場合、15年後の金利が5.95%以上に上昇すると、その金利で残期間5年（元利均等返済で繰上返済等がなかった場合）のご返済となるため、総返済額は、今回利率の低い15年固定金利の方が35年固定金利より多くなります。

◆例2 将来の金利低下リスク

見直し時点の条件を、15年固定金利：1.8%、35年固定金利：1.75%、残返済期間：20年と仮定し、今回利率の高い方の15年固定金利を適用した場合、15年後の金利が1.04%以下に低下すると、その金利で残期間5年（元利均等返済で繰上返済等がなかった場合）のご返済となるため、総返済額は、今回利率の高い15年固定金利の方が35年固定金利より少なくなります。

◆例3 今回15年固定金利と35年固定金利が同率となった場合のリスク

15年後の金利が今回適用の金利より上昇すると、総返済額は、15年固定金利の方が多くなります。

15年後の金利が今回適用の金利より低下すると、総返済額は、35年固定金利の方が多くなります。